

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	2
道路の区域変更 (3件) (道路課)	2
道路の供用開始 (4件) (")	2
告示 (港湾施設の概要)の一部改正 (港湾課)	3
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
正 誤	
正誤 (平19・10・30付け 規則)	4

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

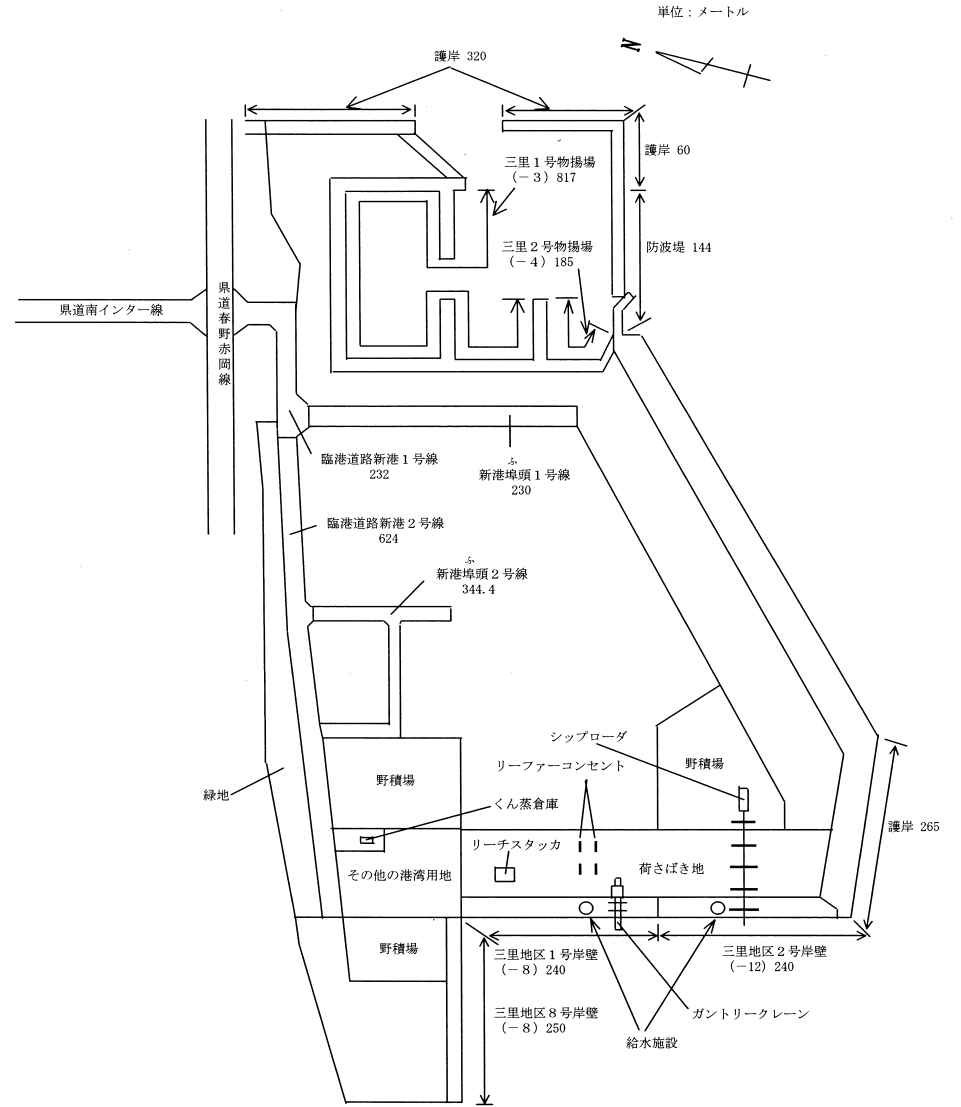
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。
別表第2の別図2の3を次のように改める。

目次中 印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

別図2の3 高知港三里地区岸壁等の区域図



附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第491号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	濱 岡 藤 吉
"	坂 本 越 也
"	田 中 訓

(2) 加入区の名称

吉良川町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

吉良川町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年7月29日から同年8月12日まで

(2) 縦覧場所

吉良川町漁業協同組合

高知県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町梶原 1658番1から	前	17.5	104
		27.4	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町梶原 1646番1まで	後	21.5	104
		30.0	

高知県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町梶原 1629番1から 高岡郡橋原町梶原 1648番1まで	前	31.7	27
		40.0	
	後	36.5	27
		46.5	

高知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町泊浦字	前	4.4	163
		12.6	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
弦場続山411番1	後	12.6	158
		44.2	

高知県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町梶原1658番1から 高岡郡橋原町梶原1646番1まで	104	平成20年7月29日

高知県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町梶原1114番1から 高岡郡橋原町梶原1648番1まで	620	平成20年7月29日

高知県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字桂礁5397番1	181	平成20年7月29日

高知県告示第498号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字富家尻2783番1から室戸市佐喜浜町字下中尾5345番1まで	327	平成20年7月29日
室戸市佐喜浜町字桂礁5397番1から室戸市佐喜浜町字山口5982番2まで	485	平成20年7月29日

高知県告示第499号

昭和61年5月高知県告示第317号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中

〃	三里地区8号岸壁	8.0	250	2.0
---	----------	-----	-----	-----

を

〃	三里地区8号岸壁	8.0	250	2.0
〃	三里1号物揚場	3.0	817	1.0
〃	三里2号物揚場	4.0	185	1.0

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年7月16日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年7月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年7月16日	特定非営利活動法人宿毛市体育協会	倉松 一夫	宿毛市山奈町芳奈4024番地	この法人は、地域住民を対象に生涯にわたる、スポーツ活動、文化活動が行える環境を整備し、スポーツ・文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と地域住民の健全な心身の育成に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、野市町本村土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	佐野 秀雄	香美郡野市町 本村	936
〃	寺川 八郎	〃 〃 兎田	451
〃	別役 久徳	〃 〃 〃	480
〃	和田 徳一	〃 〃 本村	1460 - 1
〃	竹村 彰夫	〃 〃 〃	1121
〃	公文 重幸	〃 〃 〃	820
〃	西内 傳	〃 〃 〃	702
〃	光明院淳一	〃 〃 〃	1010 - 1
〃	西内 和則	〃 〃 〃	1248
〃	恒石 謙	〃 〃 兎田	152 - 1
〃	西 正尚	〃 〃 新宮	453 - 4
〃	池添孝史郎	〃 〃 〃	448
〃	近森 孝明	〃 〃 中ノ村	23
〃	白石順一郎	〃 香我美町山北	1807 - 1
監事	西内 章	〃 野市町 兎田	162 - 6
〃	水野 京二	〃 〃 本村	1440
〃	西内 章	〃 〃 〃	1502
(就任)			
理事	佐野 秀雄	香南市野市町 本村	936
〃	國常 博久	〃 〃 〃	1128
〃	和田 徳一	〃 〃 〃	1460 - 1
〃	西内 和則	〃 〃 〃	1248
〃	鈴木 勢	〃 〃 〃	503 - 2
〃	西内 傳	〃 〃 〃	702
〃	西内 陸夫	〃 〃 〃	1023
〃	別役 久徳	〃 〃 兎田	480
〃	恒石 謙	〃 〃 〃	152 - 1
〃	寺川 賢二	〃 〃 〃	706 - 1
〃	西 功	〃 〃 中山田	326
〃	池添孝史郎	〃 〃 新宮	448
〃	別役 彰彦	〃 〃 中ノ村	709
〃	小倉 征夫	〃 香我美町山北	926 - 1
監事	西内 章	〃 野市町 兎田	162 - 6
〃	水野 京二	〃 〃 本村	1440
〃	西内 章	〃 〃 〃	1502

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平19・10・30	8990	規則	2	左 (2)	<u>法第9条第2項</u>	<u>法9条第2項</u>